

第2章 交通安全思想の普及徹底

1 高齢者に対する交通安全教育の推進

(1) 高齢者に対する交通安全教育

(西入間警察署・長寿福祉課・産業環境課)

現在のように高齢化が進展している状況では、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るための交通安全教育が非常に重要であることから、高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う心身機能の変化が歩行時や自転車運転時に及ぼす影響への理解、道路や交通状況に応じた安全通行に必要な技能や交通ルール、マナーの再確認に取り組むほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及促進を目標とします。

特に、高齢者同士の相互啓発等への取り組みとして、老人クラブ等の関係団体と連携した高齢者交通安全教室を実施します。

(2) 高齢運転者に対する交通安全教育

(西入間警察署)

高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習時において、自己運動能力や反応動作、自動車の特性等を再認識できるよう、関係行政機関や交通団体等に要請します。

また、このような交通安全教育を通して、高齢運転者の潜在リスクなどに関する認識を深めることにより、自主的な運転免許返納の推進を目標とします。

2 子どもに対する交通安全教育の推進

(1) 幼児に対する交通安全教育

(町民健康課・産業環境課・教育委員会事務局)

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールや正しいマナーを実践する態度を身に付けるとともに、日常生活において安全に道路等を通行するために必要な、基本的な技能及び知識を習得することを目標とします。

また、保育園や幼稚園においては、家庭や地域、関係行政機関や交通関係団体等と連携しながら、日常の保育や教育活動などのあらゆる場面をとらえた交通安全教育を推進します。

(2) 小学生に対する交通安全教育

(西入間警察署・産業環境課・教育委員会事務局)

小学生に対する交通安全教育は、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得するとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路等を通行するための危険を予測し、そして回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

また、小学校においては、家庭や地域、関係行政機関や交通関係団体等と連携しながら、歩行者としての心得、自転車の安全な利用及び交通ルールの意味と必要性などについて、重点的な交通安全教育を実施します。なお、登下校時の児童の安全を確保するため、青色パトロール車を活用した安全歩行の現地指導を実施するとともに、交通ボランティアによる指導等を引き続き要請します。

(3) 中学生に対する交通安全教育

(西入間警察署・産業環境課・教育委員会事務局)

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な技能と知識を十分に習得するとともに、自分の安全ばかりでなく思いやりを持ち、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

また、中学校においては、家庭、関係行政機関及び交通関係団体等と連携しながら、学級活動や生徒会活動を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車の特性、危険の予測と回避等を重点にした交通安全教育を実施します。

(4) 高校生に対する交通安全教育

(西入間警察署・産業環境課・鳩山高等学校)

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な技能と知識を習得するとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任ある行動ができる健全な社会人の育成を目標とします。

また、高等学校においては、家庭、関係行政機関及び交通関係団体等と連携しながら、学校教育活動の全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車及び自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等につ

いて理解を深めるとともに、普通免許取得前の教育として、性格を重視した交通安全教育を実施します。

3 成人等に対する交通安全教育の推進

(1) 若者に対する交通安全教育

(西入間警察署・産業環境課)

若者に対する交通安全教育は、若者の交通事故の実態及び交通事故加害者の実態の周知を重点として、自己の運転技量に対する正確な認識並びに社会的責任が十分自覚できるようにすることを目標とします。

このため、運転者としての交通安全意識を高めるとともに、著しい速度超過や飲酒運転など、悪質かつ危険な運転の防止を図ります。

(2) 成人に対する交通安全教育

(西入間警察署・産業環境課)

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転確保の観点から免許取得及び取得後の運転者教育を中心として、運転者としての社会的責任の自覚、歩行者及び自転車利用者の保護、著しい速度超過や飲酒運転等の死亡事故に繋がる恐れの高い悪質で危険な運転の防止などの理解を含めた、交通安全意識の向上を目標とします。

また、企業内等における交通安全管理の推進を図るため、交通安全管理者及び運行管理者等を対象とした法定講習の受講を勧奨するとともに、企業及び事業者等の自主的な事故防止活動等を支援します。

(3) 障がい者に対する交通安全教育

(西入間警察署・長寿福祉課・産業環境課)

障がい者に対する交通安全教育は、関係行政機関等との連携を図りながら、様々な福祉活動の場を活用し交通ルールの理解を深めるとともに、障がい者自身や介護者等の障がい者に付き添われる方を対象とした講習会を開催し、安全な交通環境の保持による重大な交通事故から回避することを目的とします。

4 地域ぐるみの交通安全教育の推進

(西入間警察署・産業環境課・教育委員会事務局)

交通安全教育活動については、警察、地域社会、家庭、町、学校、関係民間団体及び企業が連携を図りながら、それぞれの特性を活かした総ぐるみの活動となるよう推進します。

このため、町民一人ひとりに広く交通安全意識の普及及び浸透が図られる、参加・体験・実践型の交通安全教育を展開するとともに、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるため、関係行政機関や交通関係団体等と緊密な連携による各種交通安全運動を推進します。

5 自転車の安全利用の推進

(1) 自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知

(西入間警察署・産業環境課)

「自転車安全利用五則」(平成19年7月10日、中央交通安全対策協議会交通対策本部決定)の活用により、歩行者や他の車両に配慮した通行など自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。

また、自転車が道路を通行する場合に、車両としての交通ルールの遵守及び交通マナーの実践に対する理解の向上を図るとともに、自転車運転者が加害者となる交通事故が多発している状況から、自転車利用時の傘差し、スマートフォン等の操作や画面注視などの危険性等の周知・徹底とあわせ、加入が義務化されている自転車保険の加入を推進します。

(2) 自転車用ヘルメットの普及促進

(西入間警察署・産業環境課・教育委員会事務局)

自転車用ヘルメットの着用効果等について、小中学校の交通安全教室や交通安全週間等の機会を通じた周知及び啓発活動に取り組みます。

また、中学校の全生徒に自転車乗車時のヘルメット着用を義務付けており、通学及びクラブ活動等による自転車利用時に、引き続きヘルメット着用の徹底を推進します。

なお、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、児童生徒の保護者はその児童生徒に対し、また、高齢者の家族はその高齢者に対し、自転車利用時のヘルメット着用などを助言する努力義務が規定されていることから、自転車の安全利用を進める中で理解を求め、自転車用ヘルメットの着用促進を図ります。

6 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) シートベルト及びチャイルドシート着用等の徹底

(西入間警察署・産業環境課)

シートベルトの着用効果及びチャイルドシートの使用効果、正しい着用方法や使用方法などについての理解を深め、車両乗車員全員のシートベルトの着用及びチャイルドシートの利用が必要な幼児・児童等への正しい使用の徹底を図ります。

このような取り組みを進めるため、関係行政機関や交通関係団体等と連携しながら、あらゆる機会を通じた普及啓発活動を展開します。

(2) 飲酒運転の根絶

(西入間警察署・産業環境課)

飲酒運転による痛ましい事故は、依然として全国的に発生している状況であることから、飲酒運転を根絶するため、関係行政機関や交通関係団体等と連携し、各種講習会、交通安全運動週間における街頭指導などの機会を通じ、広報や啓発活動を推進します。

(3) 夕暮れ時・夜間の交通委事故防止対策の推進

(西入間警察署・産業環境課)

夕暮れ時及び夜間に交通事故が発生する傾向にあることから、この間の交通事故を防止するため、自転車や自動車の前照灯の早めの点灯を促進するとともに、歩行者や自転車利用者に対する反射材用品や自発光ライト等の普及を図ります。特に高齢者に対しては、反射材用品等を身に着けるとともに、明るい色の服装等の着用効果に関する広報啓発活動を推進します。

(4) 交通死亡事故ゼロの継続を意識した効果的な広報活動の推進

(西入間警察署・産業環境課)

当町では、平成31年2月に交通死亡事故ゼロを10年間継続するという節目を、そして、令和2年1月には4,000日間継続するという新たな節目を迎えました。なお、当該記録は埼玉県内一位の記録（令和2年4月30日現在）であり、本計画の目標も「交通死亡事故ゼロ」と設定しています。

今後も、交通死亡事故ゼロの継続を意識した効果的な広報活動として、「広報はとやま」や「町ホームページ」を活用し、町民生活に密着したきめ細かい情報発信等を推進します。

7 町民総ぐるみの交通安全運動の推進

(西入間警察署・産業環境課)

町民一人ひとりに広く交通安全意識の浸透を図り、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるとともに、町民が主体的に道路交通環境の改善等に向けた取り組みが進められるよう、町民総ぐるみの交通安全運動を実施します。特に、各季における交通安全運動週間の活動に当たっては、運動の趣旨や重点目標等を事前に町民に広報・周知し、町民が丸となった交通安全運動として展開するとともに、関係行政機関や交通関係団体等とも連携しながら、交通事故防止の徹底に取り組みます。

8 民間交通団体等の主体的活動の推進

(西入間警察署・産業環境課)

交通安全を目的とする民間団体やボランティア団体等に対して、交通安全教育指導者の育成等の事業、様々な活動に対する援助及び交通安全対策に必要な資料の提供など、団体等が主体的に活動できるよう積極的な支援を実施します。

また、各季の交通安全運動週間における活動に際しては、西入間交通安全協会鳩山支部を中心に、行政と民間団体を含む交通関係団体が連携し、効果的な活動の展開を図ります。